

平成 2 2 年度

事 業 計 画 書

A 事業活動

第1 青少年の非行防止及び健全育成に関する事業

1 少年問題シンポジウムの開催等

(1) シンポジウムの開催

平成22年11月、東京都内において、少年問題シンポジウムを、全少協と(財)社会安全研究財団の共催で実施する。

内容は、基調講演(講師未定)とパネルディスカッションとする。

参加者は、各都道府県の少年警察ボランティア及び少年補導職員等警察職員、関係機関・団体等の関係者その他とする。

(2) 少年研究叢書の刊行

このシンポジウムの内容を取りまとめ、『全少協少年研究叢書』として作成し、都道府県警察、都道府県少協、都道府県防連及び関係機関・団体等に配布する。

2 地域ふれあい事業の実施

少年の非行防止と健全育成に寄与するため、地域の伝統文化の継承活動、地場産業での生産体験と後継者育成活動、社会参加と奉仕活動等を通じて、少年の地域社会への連帯感を醸成し、地域の大人たちとのふれあいを深めさせることを狙いとして、地域の協力を得て実施する。

本事業は、(財)社会安全研究財団の助成を受けて、全少協と各道府県少協との共催により、全国25道府県で実施する。

実施道府県は、次のとおり。

- ・北海道・青森・岩手・栃木・埼玉・新潟・長野・静岡・富山・石川・岐阜
- ・愛知・三重・滋賀・大阪・兵庫・島根・岡山・山口・徳島・高知・福岡・佐賀
- ・大分・沖縄

3 健全育成資料の作成

警察署や少年警察ボランティアが、小・中学生を対象として行う「少年非行防止教室」等に使用する教材として、『健全育成ハンドブック あなたの明日のために ~もう一度考えよう~』を作成し、各都道府県警察少年課及び都道府県少協に無償配布するほか、希望する都道府県少協等に有償頒布する。作成部数として、小学生用30,000部、中学生用30,000部、合計60,000部を予定している。そのうち小・中学生用合わせて30,000部を無償配布し、残部を有償頒布する。

4 第19回全国小学生作文コンクールの実施

読売新聞社、(財)社会安全研究財団及び全少協の3者の共催、内閣府、警察庁及び文部科学省の後援、(社)日本青年会議所、(社)日本PTA全国協議会、(財)全国防犯協会連合会の協力、セントラル警備保障株式会社の協賛により、毎年実施している『わたしたちのまちのおまわりさん』作文コンクールを、実施する。

5 インターネット利用による少年サポート活動の実施

(1) 少年サポート活動の実施

出会い系サイトをはじめとする、インターネット上における少年の健全育成を阻害する情報から少年を保護するため、全少協が開設運営するホームページを利用して、インターネット上で、サイト開設者に対する要請、少年相談、少年への声掛け・補導活動等の少年サポート活動を行う。

(2) 実務研修の実施

全少協の事務所のパソコンを活用して、少年サポート活動のための実務的な研修を実施してその技術の向上を図る。本年度は、都道府県の指定員の中から前年度参加していない者を対象として実施していく予定である。

6 少年の非行防止活動に関する広報活動の実施

少年の非行防止及び健全育成についての人々の理解を高めるため、全少協広報用資料の作成及びホームページによる広報を行う。

ホームページの内容を逐次更新し、情報提供の充実を図る。

7 ボランティアの裾野拡大施策の推進

(1) 少年警察学生ボランティア研修会の開催

ボランティアの裾野拡大施策として、大学生等を少年警察ボランティアに委嘱する都道府県が増加してきており、その運用においても、学生の特色を活かし、工夫を凝らした活動が展開されている。これら大学生等ボランティアに対する研修会を(財)社会安全研究財団の助成を受けて、本年度は、近畿、中国、四国及び九州地域の西日本地区の大学生等ボランティアを集めて、平成22年9月10日(金)、福岡市博多区：博多サンヒルズホテルで開催する。

(2) 学生ボランティアの委嘱支援

大学生等を少年警察ボランティアに委嘱している都道府県少協に、大学生等が安心して補導活動等に従事できるよう、「少年警察ボランティア団体総合補償保険」の保険料を全少協において負担し支援する。

第2 研修事業

1 少年警察ボランティア等の地域カンファレンスの開催

少年警察ボランティアの活動の一つとして、全国の警察に設置されている「少年サポートセンター」を中心として、少年補導職員との連携による少年や家庭に対する援助活動（立直り支援等）が行われているが、それを効果的に行うためには、少年補導職員、少年警察ボランティア相互の研修が不可欠である。

本事業は、この要請に応えるものとして、（財）社会安全研究財団の助成を受けて、全少協と各都道府県少協との共催により、全国22都府県で実施する。

実施都府県は、次のとおり。

宮城・秋田・山形・福島・東京・茨城・群馬・千葉・神奈川・山梨・福井・
京都・奈良・和歌山・鳥取・広島・香川・愛媛・長崎・熊本・宮崎・鹿児島

2 全国少年警察ボランティア・ニューリーダー研修会の実施

少年警察ボランティアの、地域における自主的な非行防止・健全育成活動を、より活性化し効果的に行うために、それぞれの地区において中心的役割を期待されている少年補導員等を対象として、リーダーとしての役割、活動の在り方、今後の方向性などをテーマとした、地域における中核的存在としての意識啓発を図る研修会を（財）社会安全研究財団の助成を受けて開催する。

本年度は、平成23年2月に、東京都内で開催する。

3 地域少年警察ボランティア連絡協議会カンファレンスの開催

少年警察ボランティア活動を活性化し、効果的に行うことに資するため、北海道を含めて8つの地域少年警察ボランティア連絡協議会単位で行う広域カンファレンスの実施を支援する。

4 少年警察ボランティア研修教材等の作成

少年警察ボランティアの街頭における補導活動について、少年の補導要領等を読んで学び、実践で生かしていただくために、その要領等を具体的に解説した教材・資料を作成し都道府県少協へ配布する。

第3 顕彰事業

多年にわたり、少年の非行防止・健全育成活動に献身的に尽力された少年警察ボランティアの功労を顕彰するため、警察庁及び（社）全国少年警察ボランティア協会の各表彰規程に基づき、功労のあった個人及び団体を表彰することとし、

平成22年6月10日(木) 東京都港区：明治記念館において表彰式を行う。

表彰の種類毎の表彰予定者数は次のとおり。

少年補導功労者栄誉金章(警察庁長官・全少協会長連名)受章者	47人以内
少年補導功労者栄誉銀章(警察庁長官・全少協会長連名)受章者	94人以内
少年補導功労者栄誉銅章(全少協会長名)受章者	188人以内
少年補導功労団体表彰(警察庁長官・全少協会長連名)受賞団体	10団体以内

第4 その他の事業

1 関係機関・団体が行う活動に対する協力

次の各運動等に対して協力する。

- (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月：厚生労働省、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター主催)
- (2) 青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月：内閣府主唱)
- (3) 第60回社会を明るくする運動(7月：法務省主唱)
- (4) 平成22年度全国地域安全運動(10月：(財)全国防犯協会連合会、警察庁主唱)
- (5) 平成22年全国暴力追放運動中央大会(11月：全国暴力追放運動推進センター、警察庁等主催)
- (6) 平成22年度全国青少年健全育成強調月間(11月：内閣府主唱)

2 少年警察ボランティア団体総合補償保険への加入促進

少年警察ボランティアが、その活動に関して、負傷若しくは死亡し、又は他人に損害を与えた場合の補償のため、少年警察ボランティア団体総合補償保険(引受保険会社6社、幹事会社/株式会社損害保険ジャパン)への加入を引き続き斡旋する。

B 協会事務等

第1 会議の開催

1 総会

- (1) 平成22年6月10日(木)に、平成22年度第1回通常総会を開催し、「平成21年度事業報告(案)及び同収支決算書(案)」ほか必要議案について審議し、議決承認を求める。
- (2) 平成23年3月に、平成22年度第2回通常総会を開催し、「平成23年度事業計画(案)及び同収支予算(案)」についての議決承認を求める。

2 理事会

- (1) 平成22年6月10日(木)に、第1回理事会を開催し、「平成22年度第1回通常総会に付議する議案」についての議決を求める。
- (2) 随時、理事会を開催し、協会の運営について審議する。

第2 機関紙「みちびき」の発行

全少協機関紙「みちびき」を、年4回(平成22年4月に第118号、7月に第119号、10月に第120号、平成22年1月に第121号)発行する。

1回の発行部数は、概ね4万部である。

機関紙には、全少協の主な事業の実施状況、地域単位の活動状況、地区における活動事例の紹介その他を掲載し、会員及び関係機関・団体に情報を提供している。